

外国人労働者支援調査特別委員会 活動計画作成について

1 特別委員会所管事項調査項目

- ・外国人労働者に係る支援について

2 活動計画について協議

< 5月29日（水） >

- (1) 特別委員会の所管事項に基づき、調査項目を絞る。
- (2) 最終の目標、調査期間について協議する。
(例：提言、予算への反映など)
- (3) (1) の調査項目にかかる具体的な調査方法及び内容を検討する。
(いつ頃、どのような方法で（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論）どのような内容の調査を行うかなど)

※委員会が活動していく中で、活動計画に変更が生じた場合は、その都度、活動計画の修正を委員会で協議する。

3 活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。

外国人労働者支援調査特別委員会 活動計画書（令和元年5月～令和2年2月）（案）

令和元年5月29日現在

1 所管調査事項

- ・外国人労働者に係る支援について

2 重点調査項目

- (1) について
- (2) について
- (3) について

3 活動計画表

重点調査項目	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) (2) (3) <調査方法> ○当局から説明 聴取 ○参考人招致 ○県内外調査 ○委員間討議 など	委員会設置	委員会 <委員間討議 等>	委員会 <委員間討議 等>	委員会 <委員間討議 等>	委員会 <委員間討議 等>	委員会 <委員間討議 等>	委員会 <委員間討議 等>	委員会 <委員間討議 等>	委員会 <委員間討議 等>	委員長報告			
執行部の主な予定		令和元年版 成果レポート(案) 令和元年度 経営方針 (案)				令和2年度 経営方針(案) 当初予算編 成に向けて の基本的な 考え方		当初予算要 求状況		当初予算案	令和2年 度経営方 針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

日帰りの調査を適宜実施することができる。

(2) 県外調査

1泊2日以内の行程で1回実施することができる。

外国人労働者支援に係る課題一覧

資料3

課題	理由	委員
外国人集中居住地域のコミュニティ確保	多くの外国人が集中して居住している地位では、日常的に共生する為の苦勞が絶えないと聞いている。外国人労働者の支援をする他方で日本人住民の生活を守ることが前提であると考えている。	石田
技能検定の実施体制の整備	在留期間を変更するために技能検定を受ける必要があるが、県内の受験需要をまかなえるだけの供給体制が整っていない状況にある。三重の経済をささえる中小企業にとって労働者の確保は切実な問題であり、受け入れ体勢の整備は重要な課題であると共に、継続して就労を続けたいと願う労働者にとっても解決せねばならない喫緊の課題である。	小林
(1) 外国人労働者の日本に於ける労働条件の理解 (2) 相談窓口の設置	(1) 日本の労働法を熟知していないため、交通費や残業代等を受け取れない事がある。 (2) 怠慢な管理団体があり外国人労働者が要望や不服を伝える術がない。	廣
(1) 「技能実習制度」の構造的問題の確認 (2) 外国人労働者の実態調査 (3) 「外国人受け入れ・共生のための総合的対策」が有効に機能するために	今後さらに外国人労働者の増加が見込まれています。改正された制度の内容、実態を十分に調査し、外国人労働者が日本、三重県に来て安心して働き、家族と共に暮らせる環境を整えることは、地域の豊かな発展にも不可欠です。 「外国人受け入れ・共生のための総合的対策」の実効性は事実上各自治体に任されており、制度の仕組みや、外国人労働者の実態（家族の生活をも含む）を調査し、事実認識を深めることにより、総合対策が有効に機能するように提言をまとめることが求められます。 三重県でも問題となったシャープの問題は、氷山の一角です。以前から、外国人労働者の労働問題は多数発生しています。労働争議まで持っていけない相談事例も多くあります。 労働基準監督署、労働局、ハローワーク、外国人労働者の多い自治体の取り組み、外国人労働者（シャープの雇止め対象者など）、支援団体などを参考人として招聘することを求めます。 外国人労働者の子どもの学習保障についても調査、手立てが必要。 また、13か国と（2019年4月現在）と覚書を交わしているが、送り出し機関の問題についても調査されたし。	山本
(1) 技能実習生制度と実態 (2) 受入れ企業の果たすべき役割の現状について (3) 地域生活等支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・改正入管法に係る制度内容について調査 ・日本語教育支援法についての調査 ・実習生の現状の実態調査 ・受け入れ企業の果たすべき役割の現状について ・生活支援の実態調査 ・ワンストップ支援センターの在り方について 	藤田
入管法改正に伴う、特定技能制度について (県内事業所受入について)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内事業所の外国人技能実習生の受入状況と今後の見通し ・特定技能制度の受入希望業種や事業所について ・外国人留学生や高校生への就職対策について 	東
多文化共生社会づくりの取組	外国人に選ばれる三重県の実現に向けて、生活面に配慮が行き届いた対策、とりわけ日本語教育、生活の困りごと相談、医療機関の受入態勢、災害時の外国人支援などの充実が欠かせません。人手不足の解消と引きかえに教育や治安のコストを地域やボランティアに任せてしまうのではと危惧しています。	東
外国人技術研修制度の実態と課題の整理	入管法改正時、問題となった外国人技術研修制度について実態を調査し、課題の整理を行う。	舟橋
雇用労働環境に関する調査	平成30年には、本県の大手企業における外国人労働者の雇止めが発生しており、今後の経済情勢次第で、類する問題が続発することが心配される。現状把握と対策が望まれる。 外国人労働者の多くは、日本語会話に難があり、事業者との意思疎通がとりにくい、また、日本型仕事ルールに対する理解や知識が十分でないため、事業者との間で労働条件等に関して問題が生じやすくなっている。そこで今後の対策として、外国人労働者の為の外国語対応など相談窓口の充実が望まれる。また、一方、事業者（企業）を対象としたセミナーや相談会開催等も必要ではないか。	西場
地域生活支援に関する調査	労働者としての立場だけでなく、地域住民の一人として、教育、福祉、地域との共生など様々な日常生活課題に対応してゆく必要がある。 コミュニケーションを図るための日本語教育充実が第一と考えるが、他にも、児童の学校支援、医療受診、災害時対応、生活困窮、消費トラブル、人権問題等に対応してゆくのか多くの課題があると思われる。 「多文化共生の地域社会づくり」をめざして、地域住民と外国人居住者家族が共通認識をもって取り組む具体的実践が求められている。	西場
改正入管法や技能実習生制度の確認	三重県在住の外国の人々に関して、まず現状と課題を把握することが必要である。今ある課題は改正入管法によって新たに三重に入ってくる人々の課題にもなると考える。それらの課題解決が働きやすい、暮らしやすい環境整備につながるのでは？ 技能実習生制度や改正入管法など、どのような仕組みで外国の人々が三重県で働き暮らしているのか、知る必要がある。	小島
企業の果たす役割についての課題と方向性に関する整理	今まで問われてこなかった企業の関わり、責任についても考えることが必要だと思う。小さな職場であっても外国人労働者の暮らしを支える責務があるのでは？仕組みを作り、基本的な事柄が一人ひとりに届くようにすべきではないか。 三重県に暮らすためのガイダンス、基本的な日本語教育、等に関して雇う側がどう関われるか、どう関わるべきか。	小島
現状から見える「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」の在り方に関して	「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」の三重県としてのあり方について、何を入れ込むか。課題から考え、提言してはどうか。	小島